デイサービス第二ほてい　運営規程

（趣旨）

第１条　本規程は、医療法人胃医巴会が開設するデイサービス第二ほてい（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び**介護保険法に基づく第一号通所事業**（以下「指定通所介護等」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定通所介護等を提供することを趣旨とする。

（事業の目的及び運営の方針）

第２条　利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

２　指定通所介護等は、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、指定通所介護等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

３　関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　デイサービス第二ほてい

二　所在地　三重県松阪市市場庄町字桑原 1087-2

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一　管理者　　１名　（常勤）

管理者は、通所介護計画及び**介護保険法に基づく第一号通所事業**計画を作成し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

二　生活相談員　　１名以上　（常勤１名以上）

生活相談員は、通所介護計画及び**介護保険法に基づく第一号通所事業**計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者が日常生活を営むことができるよう相談援助等の生活指導を行う。

三　介護職員　　5 名以上　（常勤１名以上）

介護職員は、動作介助等の日常生活上必要な介護を行う。

四　看護職員　　2 名以上（機能訓練指導員兼務）

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

五　機能訓練指導員　2 名以上（看護職員兼務）

機能訓練指導員は、個別機能訓練計画を作成し、日常生活の維持向上に必要な訓練の指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　　月曜日から金曜日

ただし、台風や積雪日と 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

二　営業時間　　午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分

三　サービス提供時間　　午前 9 時から午後 4 時 05 分

（利用定員）

第６条　事業所の利用者の定員は、次のとおりとする。

利用定員 35 人

（指定通所介護等の内容）

第７条　指定通所介護等の内容は、次のとおりとし、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントによるプランに基づいてサービスを提供する。

一　生活指導、相談援助

二　健康チェック

三　機能訓練

四　食事の提供

五　入浴介助

六　送迎

七　その他利用者に対する便宜の提供

（指定通所介護等の利用料その他の費用の額）

第８条　指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額及び松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱で規定する額とし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その額の法令等で定められた負担割合とする。

２　前項のほか、その他の費用として、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受ける。

一　通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する交通費

通常の事業の実施地域を越えた地点から、１ｋｍあたり 20 円

二　食費　　一食あたり 780 円

三　おむつ代　　実費

四　前各号のほか、指定通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものは実費。

３　前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、予め当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨について利用者の署名（記名）を受ける。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、松阪市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１０条　指定通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等について確認し、利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意する。

２　利用者が浴室、機能訓練室その他の設備及び備品等を使用する場合は、従業者の指示に従って使用するよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　指定通所介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第１２条　指定通所介護等の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から２年間保存する。

３　利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第１３条　震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知する。また、非常災害に備えるため、次のとおり定期的な訓練を行う。

避難訓練　：　年１回

救出訓練　：　年１回

通報訓練　：　年１回

２　前項の具体的計画とは、消防法施行規則第３条に規定の消防計画又はこれに準ずる計画及び非常災害に対処するための計画とする。また、管理者を防火管理についての責任者とする。

３　（業務継続計画 BCP の策定等）

一　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策 定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

ニ　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年１回以上実施するものとする。

三　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

４（感染症対策）

事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底する。また感染症が発生した場合であ っても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続（BCP）に向けた計画等の策定、研修、訓練を実施する。

（相談・苦情対応）

第１４条　利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、指定通所介護等に関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。

２　前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から２年間保存する。

３（カスタマーハラスメントへの対応）

一　事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

ニ　前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。

(1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言

(2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求

(3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム

(4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為

三　事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

四　事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切 な対応を講ずるものとする。

五　カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある

六　 苦情の内容等について記録し、その完結の日から２年間保存する

（虐待防止のための措置に関する事項）

第１５条　利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

一　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

二　虐待防止のための指針の整備

三　虐待を防止するための定期的な研修の実施

四　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（その他運営に関する重要事項）

第１６条　従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、勤務体制の整備に努める。

一　採用時研修　採用後３か月以内

二　継続研修　　年１回以上

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。

３　利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。

４　本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人胃医巴会とデイサービス第二ほていの管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規定は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

この既定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年　3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。